

# 道路使用許可制度の概要

## 要許可行為

- ① 工事又は作業
- ② 工作物の設置
- ③ 露店、屋台店等の出店
- ④ 「一般交通に著しい影響を及ぼすような通行の形態・方法により道路を使用する行為」

又は

「道路に人が集まり一般交通に著しい影響を及ぼすような行為」で都道府県公安委員会が定めたもの

(道路交通法第77条第1項)

祭礼行事  
路上競技等

ロケーション  
宣伝行為等

## 許可基準

次のいずれかに該当するときは、所轄警察署長は許可をしなければならない。

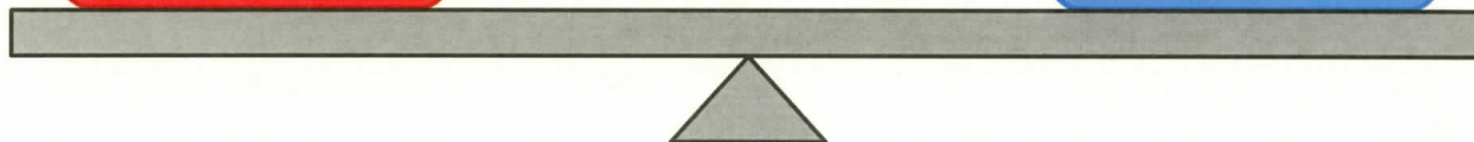
- ① 現に交通の妨害となるおそれがないと認められるとき
- ② 許可に付された条件に従って行われることにより交通の妨害となるおそれなくなると認められるとき
- ③ 現に交通の妨害となるおそれはあるが公益上又は社会の慣習上やむを得ないものであると認められるとき

(道路交通法第77条第2項)

交通の妨害の  
程度

比較衡量

公益性又は  
社会慣習上の  
必要性



# 道路使用許可手続の簡素化・弾力化に向けた取組

地域活性化等に資するという社会的な意義があり、地域住民、道路利用者等の合意に基づいて行われるイベント等については、道路使用許可手続が円滑に行われるよう配慮した運用を実施

## 事前相談への対応

事前相談が行われるよう周知するとともに、イベント等の実施主体に対し、交通への影響を少なくするための実施方法等について、助言・情報提供等を実施

## 合意形成の円滑化への協力

道路使用についての地域住民、道路利用者等の合意形成が円滑になされるよう必要な助言・情報提供等を行うとともに、地方公共団体と連携（協議会の活用）

## 許可の一括化

複数の道路使用が、一つの運営団体の管理・責任の下で一体として行われる場合には、申請者の要望に応じ、許可を一括化

## 道路占用許可との一括受付

道路使用許可と道路占用許可の双方が必要である場合には、両許可に係る申請を一括して受付

※ 上記内容については、警察庁から都道府県警察に対し、次の通達を発出

- イベント等に伴う道路使用許可の取扱いについて（平成16年3月18日）
- 民間事業者等による経済活動に伴う道路使用許可の取扱いについて（平成17年3月17日）
- イベント等に伴う道路使用許可に係る申請手続の簡素化及び一層の弾力化について（平成23年7月4日）



# イベント等の安全・円滑な実施に向けた警察の取組

事前相談からイベント等の当日まで、広域的・多角的な観点から、交通の妨害の程度を低減させつつ、安全・円滑にイベント等を実施する方法を検討し、多種多様な交通管理手法を駆使することによって、個別の交通実態等に応じたきめ細かな対策を有機的・総合的に推進

## 交通規制

車両の通行止め、う回路の設定、信号制御の調整等により、イベント等の安全性と会場及びその周辺の交通の安全・円滑を確保

## 交通情報提供

交通規制情報等の交通情報の提供により、地域住民、道路利用者等の混乱を防止するとともに、交通総量を抑制

## 交通整理・誘導

会場及びその周辺に配置した警察官の交通整理・誘導により、イベント等の実施主体の自主警備と連携して事故等を防止

## 交通指導取締り

交通違反に対する警察官の交通指導取締りにより、交通規制の実効性を担保